

開催日及び場所			平成24年3月14日（水曜日）生産局第1会議室	
委員			阿部 哲（団体職員） 小林和夫（公認会計士） 早津花代（弁護士）	
審議対象期間			平成23年10月1日～平成23年12月31日	
審議対象案件			83件 うち、1者応札案件8件 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件	
抽出案件			6件 うち、1者応札案件3件 (抽出率7%) (抽出率37%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件 (抽出率50%)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
		指名競争	3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約（企画競争・公募）	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約（その他）	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]				

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見 ・ 質 問	回 答 等
<p>1 輸入小麦に係る残留農薬等の安全性検査業務請負契約（一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札となっているが考えられる理由は何か。 ・安全性の検査を実施する業者は、財団等が多いのか。 ・入札参加条件にある、登録検査機関とはどのような機関か。 ・業務の一部を第三者に委託することができるこことになっているがその理由いかん。 ・検査の結果、実際に基準値を超える残留農薬が出る国があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・約580品目の検査対象品目の全てを検査できる検査機関が極めて少ないので、出来るだけ入札に参加しやすいよう入札ロットを3ロットに分割した。それでも結果として、1ロットは1者応札となった。 ・財団だけに限定していない。問題は、業者が持っている機器で、どれだけの品目を検査できるかどうかである。 ・厚生労働大臣登録検査機関及び厚生労働省が作成した「輸出国公的検査機関リスト」に登録されている検査機関である。 ・全部の品目を検査できる業者が限られているため、応札に参加し易くするために、一部の品目（50%以下）は委託できるようにしている。 ・全ての品目ではないが、国によってはいくつかの品目が基準値を超える事例はある。
<p>2 輸入食糧麦買入委託契約（指名競争入札） 【食糧小麦アメリカ産D N S 55,789トン】 【食糧小麦カナダ産1 C W 46,302トン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買入数量は、どのように決めるのか。 ・契約数量に5%内の増減を認めているが、5%を超えた数量はどうなるのか。 ・国が5%を超えた分、買入れを行わない場合はどうなるのか。 ・アメリカ産の契約において、入札結果一覧では僅差となっているが、商社のマージンだけで競争しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製粉企業からの月別の銘柄別買受申込数量に基づき決定している。 ・5%までという条件で契約しているので、それを超えた数量については、国は買入れを行わない。 ・枠外税率を払って輸入する等の対応が考えられる。 ・マージン以外に、例えば、船をどれだけ安く手配するかという要因等もある。

<ul style="list-style-type: none"> ・船積み時の残留農薬検査は、落札したところが行うのか。 ・先ほど審査した「残留農薬の安全性検査請負業務」とは内容が異なるのか。 ・アメリカ産小麦はカナダ産小麦より一般的に単価が安いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・船積時の残留農薬検査は、落札した商社が行い、安全性が確認されたものを買入れる。 ・検査項目は同じだが、「残留農薬の安全性検査請負業務」は、通常、輸入していない、米豪加以外のところから試験的にサンプルを取り寄せて、その国の安全性を確認する業務である。 ・落札価格の違いは、入札時期（アメリカ産 7 月、カナダ産 11 月）が異なることによる穀物相場の差が主な要因と考えられる。
<p>3 輸入米穀買入委託契約(指名競争入札) 【タイ国産うるち精米長粒種 6,000トン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札の事前資格要件とはどのようなものか。 ・落札率が 100 % となった理由として考えられるることは何か。 ・船積期間とはどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米穀の輸出入を行う業者とし、一定の資産・信用、実施体制、経験を競争参加資格要件（資格期間 3 年）として定めている。 ・今回の契約ではタイ国産 6,000 トンの船が 6 艘あったこと、また、内 2 契約が再度入札となったこと等、非常に競った入札を実施した時であり、その結果として、予定価格と同額の落札結果になったと考えている。 ・本船に積む期間である。今回の契約の場合、12 月 15 日からタイで 6,000 トンを積んで、1 月 31 日までにバンコク港から出港すればいいということである。
<p>4 役務契約 【くん蒸倉庫におけるカツオブシムシ類の発生調査業務請負契約】 (一般競争入札 1 件、随意契約 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ請負契約において一般競争入札と随意契約の 2 件の契約相手方が同一であるが、契約金額に差が出た考えられる理由は何か。 ・これまでの調査でカツオブシムシ類の発生実態はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラップの設置個数や契約者とくん蒸倉庫の所在地によるものである。特にくん蒸倉庫が遠方にある場合に必要な交通費や宿泊等の経費により、契約金額に差が出たものと考える。 ・23 年度トラップ調査では、発生していない。また、昨年 7 月から 1 年間行っている精米工場の調査においても対象となるカツオブシムシ類の発生は確認されていない。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">今後、倉庫で発生が確認されたらどうなるのか。この契約期間後は、個別に倉庫と契約することになるのか。 | <ul style="list-style-type: none">カツオブシムシ類の発生がないことが検疫条件となっていることから、発生が確認されたくん蒸倉庫からの中国向け輸出はできないこととなる。くん蒸倉庫については、3カ月間のトラップ調査終了後、登録される事になり、米を実際に輸出する1か月前まではトラップ調査は必要ない。 |
|--|--|